## 【被扶養者申請に必要な添付書類】

**<u>※被扶養者の申請には、下記①②③の確認書類が必要です。該当する確認書類をご提出ください。</u>**

### ①【身分関係の確認書類】

【注意】**<u>住民票原本</u>**及び**<u>戸籍謄本原本</u>**は、**3か月以内に発行**された被保険者との**続柄の確認**できるもの

同居の場合　世帯全員の住民票原本
※同じ住所でも、住民票が別々で続柄が確認できない場合(被保険者も認定対象者も世帯主の場合等)
戸籍謄本原本を追加で提出して下さい。
※内縁関係の場合
被保険者、扶養したい方双方の戸籍謄本原本と住民票原本
別居の場合　戸籍謄本原本
※外国籍の方で、戸籍を有していない場合
母国において発行される続柄が確認できる書類
（外国語で作成されたものは、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付）

### ②【生計維持関係の確認書類】

(1)認定対象者の収入の確認書類
**※高校生以上の方は全員下記書類添付必要**
※16歳未満(義務教育者)は書類添付不要

| 申請時点の状況 | | | 確　認　書　類 |
|---|---|---|---|
| 収入あり | 給与収入 | 給与とは：パート、アルバイトなど雇用形態は問わず、会社から支給されている定期的な賃金で、税引き前の金額（交通費や各手当も含む） | 勤務先から発行された給与明細書のコピー（直近過去3か月分）<br>*仕事開始したばかりの場合は、雇用契約書と1か月分の給与明細書 |
| 収入あり | 失業給付 | 受給中の方は、日額が3,562円未満(認定対象者が60歳以上又は障害厚生年金受給要件に該当する場合は、日額が4,932円未満)であること | 雇用保険受給資格者証の写し |
| 収入あり | 年金 | 年金とは：老齢、障害、遺族など、種類を問わず受給している全ての年金 | 現在の年金受給額が確認できる年金証書、改訂通知又は振込通知書等の写し |
| 収入あり | 自営業 | 個人商店、フリーランス等 | 直近の確定申告書の写し<br>※確定申告書第一表、収支内訳書（損益計算書）、計算明細書など、税務申告している書類全てのコピー |
| 収入あり | 業務委託者 | 特定の発注元から業務を委託されている | 直近の確定申告書の写し<br>※確定申告書第一表、収支内訳書（損益計算書）、計算明細書など、税務申告している書類全てのコピー<br>（確定申告をしていない場合は1年間分の報酬明細書、業務を開始して1年未満の場合は業務開始後の全ての報酬明細書） |
| 収入あり | 不動産賃料や、配当、利子収入 | | 直近の確定申告書の写し<br>※確定申告書第一表、収支内訳書（損益計算書）、計算明細書など、税務申告している書類全てのコピー |
| 収入あり | 傷病手当金など、その他の収入 | | 受給している金額が分かる書類のコピー（種類と金額、支給期間が明記されているもの） |
| 収入なし | 無職無収入 | 専業主婦(夫)、学生等 | 昨年も今年も無職無収入の方は、3ヶ月以内に発行された直近の非課税証明書原本 |
| 収入なし | 退職 | 失業給付の受給要件を満たさない方 | 退職証明書原本、健康保険資格喪失証明書原本、退職日の記入された源泉徴収票のコピー　のいずれか |
| 収入なし | 退職 | 失業給付の受給申請をしない方 | 退職証明書原本、健康保険資格喪失証明書原本、離職票1・2のコピー、退職日の記入された源泉徴収票のコピー　のいずれか |
| 収入なし | 退職 | 失業給付の受給期間を延長された方 | 雇用保険受給資格者証の写し |
| 収入なし | 失業給付の受給が終った方 | | 雇用保険受給資格者証の写し（両面必要、「支給終了」の印字があるもの） |
| 他 | 任意継続保険の資格を喪失された方 | | 任意継続保険資格喪失証明書原本 |
| 他 | 自営業を廃業した | | 廃業届（開廃業等届出書）のコピー |

(2)被保険者と扶養申請対象者が別居の場合の確認書類

【注意】扶養申請対象者が被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族である場合は、別居での申請は出来ません。

・仕送りが振込の場合はご利用明細票、預金通帳、ネットバンキングの入出金明細等のコピー （直近過去3か月分）
※振込者、振込先の者及び振込額が表示されたもの

・仕送りが送金の場合は現金書留の控えの原本又はコピー （直近過去3か月分）

### ③【扶養されるようになった日を証明する書類】

・結婚、離婚、出生等、戸籍の移動を伴う理由であれば、戸籍謄本原本
・同居、別居等、住民票の移動を伴う理由であれば、住民票原本
・就職、退職等、収入が伴う理由であれば、生計維持関係の確認書類

※①②で添付した確認書類内で③の証明が確認できる場合は、追加添付不要
※被保険者の取得日と同日に扶養申請する場合は、③の書類は不要